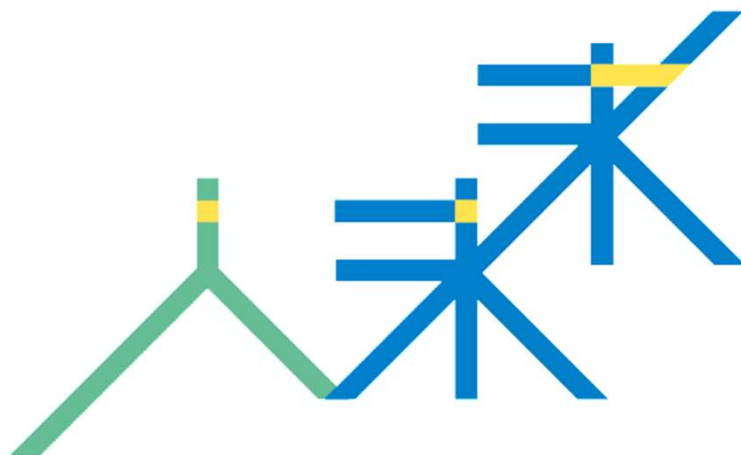


いたばし人と未来を創る会社賞2025 募集要項



いたばし 2025
人と未来を創る会社賞

板橋区は、地域に根差し、人を育て、成長し続ける企業等を応援します。

「いまよりちょっと良い会社、への第1歩に、
外部の目を活用してみませんか？」

たとえば・・・

- ✓自社を試したい！会社をステップアップしたい！
▶様々な専門家が、貴社の取組みを確認、フィードバックします。
- ✓従業員のホンネが知りたい！
▶匿名の従業員アンケートを実施します。
ぜひ応募をご検討ください。

★改善や新規に挑戦することがある場合、活用できる施策を提案、サポートいたします。

企業が持続的に発展していくためには、従業員を何よりも大切にし、その働きやすさややりがいを追及すること、また未来を見据え社会課題を認識し持続可能な経営の実践が必要不可欠です。

板橋区は、それを実践する企業を表彰し、その取組を発信します。他の企業の刺激となり良い取組が波及し、そんな板橋区の中小企業の理念に賛同し働きたい方が増え、プラスの循環が生まれて板橋区がより住みやすく持続可能なまちになることを願っています。

詳細・申請書類は
HPをご覧ください



▶応募受付期間 令和7年4月11日(金)～令和7年5月15日(木)



板橋区は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

1. 目的

地域に根差し、人を育て、成長につながる努力をし続ける企業等を表彰するとともに、その優れた取組を発信することで、区内企業等が持続的成長に向けた経営をめざすきっかけをつくり、区内産業の持続的発展を図ることを目的とします。



2. 表彰される取組

例えば…

- ① 企業等の成長・持続的発展に関する取組 → 廃棄物の発生防止・削減に注力！
- ② 従業員の仕事に対するやりがいの向上に関する取組 → 従業員がチャレンジできる！
- ③ 従業員の働きやすさの実現に関する取組 → 残業時間削減に取り組んでいる！
など

詳細は<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bunka/chusho/1045021/index.html>参照

3. 応募要件

応募にあたっては、以下の(1)～(5)の全ての要件を満たす必要があります。

- (1) 中小企業基本法で定義する中小企業者に該当する中小企業者及びこれに類する中小事業者であること

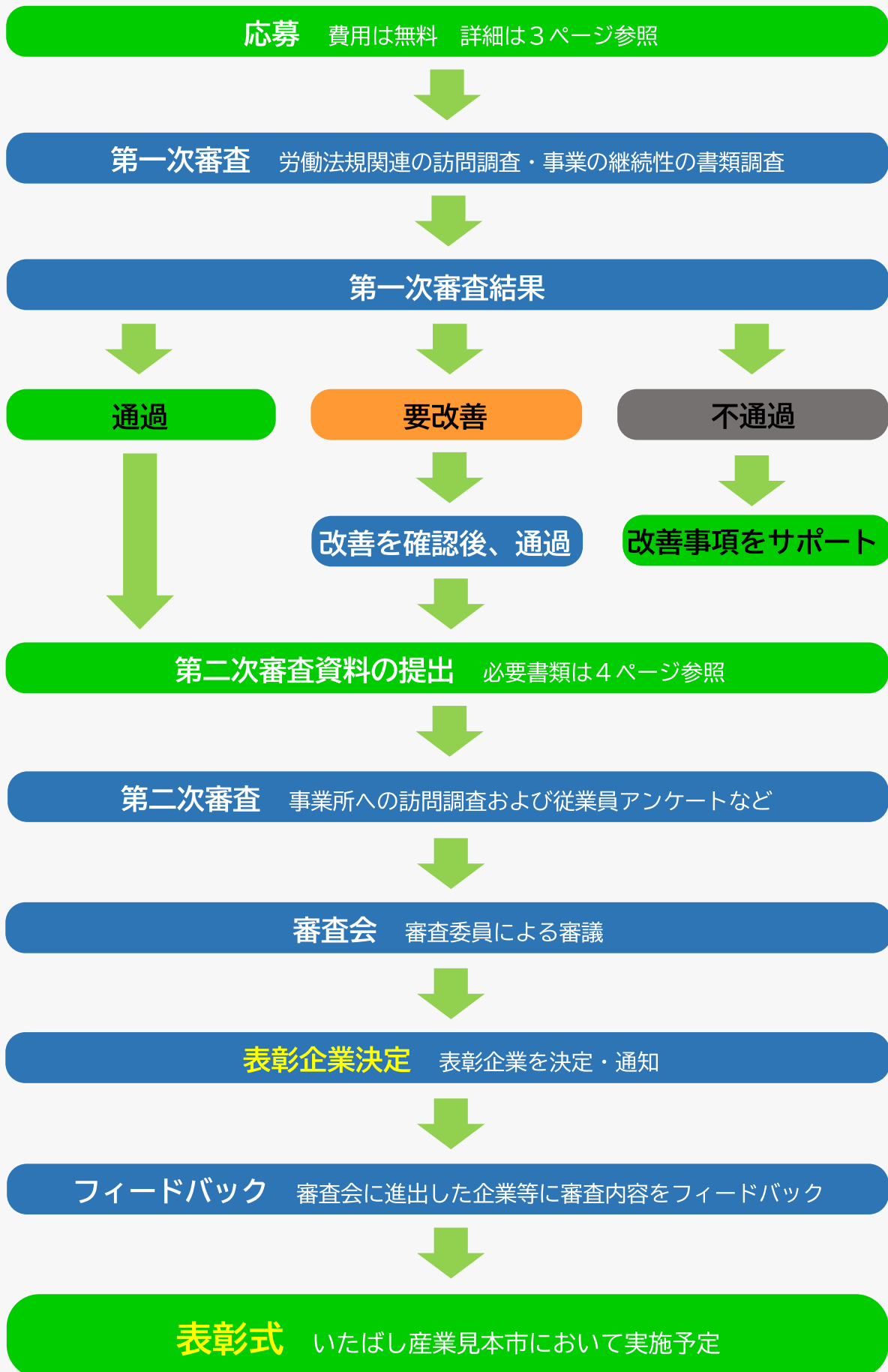
業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

- (2) みなし大企業でないこと
(3) 板橋区内に本店登記・本社機能・主たる事業所があること
(4) 雇用保険に加入する従業員を1名以上雇用していること
(5) 労働関係法令等に関し、重大な違反がないこと

※法令上又は社会通念上表彰にふさわしくないと判断される場合には応募できません

- (6) 取組について、実施内容、導入手順及び運用方法等の公表が可能であること

4. 表彰までの流れ



5. 応募

【応募受付期間】令和7年4月11日(金)～令和7年5月15日(木) ※申請書類の提出完了

※応募企業等が10社に達した時点で募集を締め切ります(先着順)。募集締切の際は、応募枠に空きが出た場合に再度募集します。※費用は無料です。

【応募方法】

- ①産業振興課にメールをお送りください。(件名「いたばし人と未来を創る会社賞2025応募」、本文「ご担当者名とメールアドレス」を記載)
- ②産業振興課から申請書類をアップロードいただくURLをお送りします。

【申請書類】

- ☐ いたばし人と未来を創る会社賞表彰申請書(第1号様式)
- ☐ いたばし人と未来を創る会社賞表彰申請確認書(第2号様式)
- ☐ 直近3期分の財務諸表

(貸借対照表、損益計算書、販売費・一般管理費、製造原価報告書、株主資本等変動計算書、個別注記表、キャッシュフロー計算書)

6. 第一次審査：労働法規関連の訪問調査・事業の継続性の書類調査

【訪問調査実施期間】令和7年4月18日(金)～5月22日(木) (所要時間は2時間程度)

社会保険労務士・区職員が貴社を訪問し、基本的な労働法規面の調査を実施します。

当日は下記の書類をご準備ください。

(1) 就業規則等…10名以上の事業場の場合

※従業員種別毎または全従業員用で法定項目を満たしたもの。また、従業員に適用する付随規程類(「給与規程」「育児介護休業規程」「人事評価基準規程」「職務権限規程」「退職金規程」など)すべてご提出ください。

- (2) 就業規則(変更)届…10名以上の事業場の場合。労働基準監督署の受付印があること
- (3) 労働者名簿(または相当する資料)…全従業員分
- (4) 雇用契約書または労働条件通知書…全従業員分
- (5) 時間外・休日労働に関する協定届(36協定届)…残業有の場合
- (6) 直近年度更新時の労働保険料申告書(事業主控え)。労働基準監督署の受付印があること
- (7) 出勤簿(またはタイムカード)…全従業員分、前年4月以降全て
- (8) 賃金台帳(または相当するもの)…全従業員分、前年4月以降全て
- (9) 有給休暇管理台帳…全従業員分、前年4月以降全て
- (10) 雇用保険非保険者資格取得等確認通知書(事業主控え)…全有資格者分
- (11) 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定一覧表(前年度分)
- (12) 定期健康診断結果報告書…50名以上の事業場の場合、訪問日直近分
- (13) 健康診断個人票(または健康診断結果)…全有資格者分
- (14) 衛生推進者等の周知物(形態不問)…10名以上50名未満等の該当事業場の場合
- (15) 衛生管理者等の選任報告書…50名以上の該当事業場の場合、労働基準監督署の受付印があること

7. 第一次審査の結果

審査終了後、順次第一次審査の結果を通知します。結果ごとの流れは下記の通りです。

通過: 下記、「8. 第二次審査資料の提出」に記載の資料をご提出ください。

要改善: 指摘事項が改善された後、再度の訪問等にて確認をいたします(5月30日まで)。改善済みと判断された場合、一次審査通過となります。下記、「8. 審査資料の提出」に記載の資料をご提出ください。

不通過: 以降の審査に進むことはできませんが、改善事項について丁寧にサポートを実施します。次年度以降、ぜひ挑戦してください。

8. 第二次審査書類の提出

第一次審査通過企業等は、第二次審査の訪問調査日時を調整させていただきます。

訪問調査日の3週間前までに下記(1)～(6)をご提出ください。

提出方法: (1)～(5)はデータ、(6)のみ郵送

(1)いたばし人と未来を創る会社賞第二次審査採点表(自己評価部分を記入し提出)

※第一次審査通過企業等に様式をお送りします。

※代表者が記入してください。

(2)企業・組織概要(パンフレットなど)

(3)組織図(部門の職務内容が分かるもの)

(4)就業規則等

従業員種別毎または全従業員用で法定項目を満たしたもの。

また、従業員に適用する付随規程類(「給与規程」「育児介護休業規程」「人事評価基準規程」「職務権限規程」「退職金規程」など)全てを提出してください。

(5)福利厚生や教育計画に関する規定や資料(無い場合は不要)

(6)従業員アンケート(役員を除く、全従業員が対象)

※webにて実施予定。

※区が指定する期日までに、回答率が70%以上であることが必要です。

・入社されて間もない方は対象外としても構いません。

・アンケートの回答者はいかなる場合も特定されないよう配慮してください。

・アンケートに記載したことによる従業員への人事待遇上の不利益は一切認められません。

・支店等にアンケートを実施しない場合、本社のみの表彰となります。

※上記のほか、追加書類をお願いすることがございます。ご了承ください。

9. 第二次審査：事業所への訪問調査および従業員アンケートなど

訪問調査実施期間：令和7年6月上旬～7月下旬（所要時間は3～4時間程度）

「8. 第二次審査書類の提出」にてご提出いただいた書類の確認及び社会保険労務士、中小企業診断士による訪問調査を行います。職場環境（職場見学）、資料の確認、経営者のインタビュー、従業員3名（※）のインタビューを行います。

※役職や性別、職種が偏らないよう選出をお願いします。お一人あたり15～20分程度を予定。
事業所が区内に複数ある場合、主たる事業所1か所のみ実施します。

10. 審査会・表彰企業決定

※令和7年8月下旬実施予定

第二次審査までに実施した調査等をもとに、調査員が審査委員に報告を行います。代表者は、自社の審査時のみ審査会に出席し、審査委員から質疑があった場合にご対応いただきます。
その後、審査委員による審議を行い、表彰企業を決定します。

11. フィードバック（訪問）

フィードバック実施期間：令和7年10月～令和7年12月（予定）

表彰結果に関わらず、審査会に進出した企業等に、専門家による評価及び今後の取組へのアドバイスをもとめた評価レポートを差し上げます。社会保険労務士・中小企業診断士が訪問し、評価レポートのご説明をいたします。

12. 表彰式

いたばし産業見本市（令和7年11月実施予定）において表彰式を実施します。表彰盾の授与や、板橋区長との記念撮影を行います。

13. 受賞特典

①各種広報媒体で表彰企業等を周知します！

受賞企業等を紹介するリーフレットを作成し、貴社に提供するとともに、区施設などに配架します。また、「広報いたばし」や区HP、SNS等により、広く周知します。

②「いたばし人と未来を創る会社賞2025」のロゴが使用できます！

従業員の方の名刺や求人案内、自社HPなどへの掲載が可能です。

③区ホームページのバナー広告を3か月間無料で掲載できます！

掲載時期は調整させていただきます。

④区の産業融資制度ご利用時、利子補給を1割優遇加算します！

（令和7年度～令和9年度）

⑤いたばし産業見本市に無料で出展できます！（令和8年度または令和9年度）

区内最大級のビジネス展示会です。

⑥専門家による経営戦略策定支援が無料で受けられます！

経営診断・調査、資料分析、診断報告書の作成、報告などが受けられます。

（中小企業診断士試験合格者が、グループにて、指導員のもとに実施するものです。）

14. フォローアップヒアリング

表彰企業等は、令和10年度にフォローアップヒアリングを実施します。フォローアップヒアリングでは、表彰後における取組の実施状況、労働環境及び労働関係法令の遵守状況等の確認と、さらなる発展へのアドバイスなどを行います。

15. 表彰の取消し

以下の取消要件に該当した場合、表彰は取り消されます。

- (1) 表彰企業等が表彰の取消しを申し出たとき
- (2) 偽りその他不正の手段により表彰を受けたとき
- (3) 労働関係法令等に関し重大な違反があったとき
- (4) 暴力団あるいは暴力団員と関与したとき
- (5) 表彰要因となった取組の実施を取り止め、表彰企業にふさわしくないと区が判断したとき
- (6) その他法令上又は社会通念上、表彰にふさわしくないと区が判断する事由があったとき

※不明点のお問い合わせや迷った際のご相談は、こちらにご連絡ください
<事務局>
板橋区 産業経済部 産業振興課 産業支援係
受付時間: 平日9時00分～17時00分
TEL: 03-3579-2172 Eメール: kb-ssyuro@city.itabashi.tokyo.jp